

DX時代における クリエイターへの適切な対価還元方策に係る 現状、課題、論点（案）関係資料

令和6年3月13日（水）
文化審議会著作権分科会 政策小委員会

1 経緯

- 令和3年7月19日、文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。
- 当該諮問では、審議事項「2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について」において、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議が要請された。

「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」（令和3年7月19日）諮問（抜粋）

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

第二は、DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策についてです。

先に述べたとおり、新たな技術の出現・革新により、著作権侵害の態様も多種・多様なものに変化しています。今後の著作権侵害に対する実効的救済及び我が国のコンテンツの海外展開について御審議願います。

コンテンツの流通・利用が国内外に多様化する中で、クリエイターへの適切な対価還元の在り方も検討していく必要があります。例えば、コンテンツの創作・流通・利用及びそこからの収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしているデジタルプラットフォームサービスについては、サービス事業者とクリエイターの間にバリューギャップがあるとの指摘があります。また、各クリエイターとそのコンテンツを流通・利用に供する事業者との契約の在り方についての課題も指摘もされています。

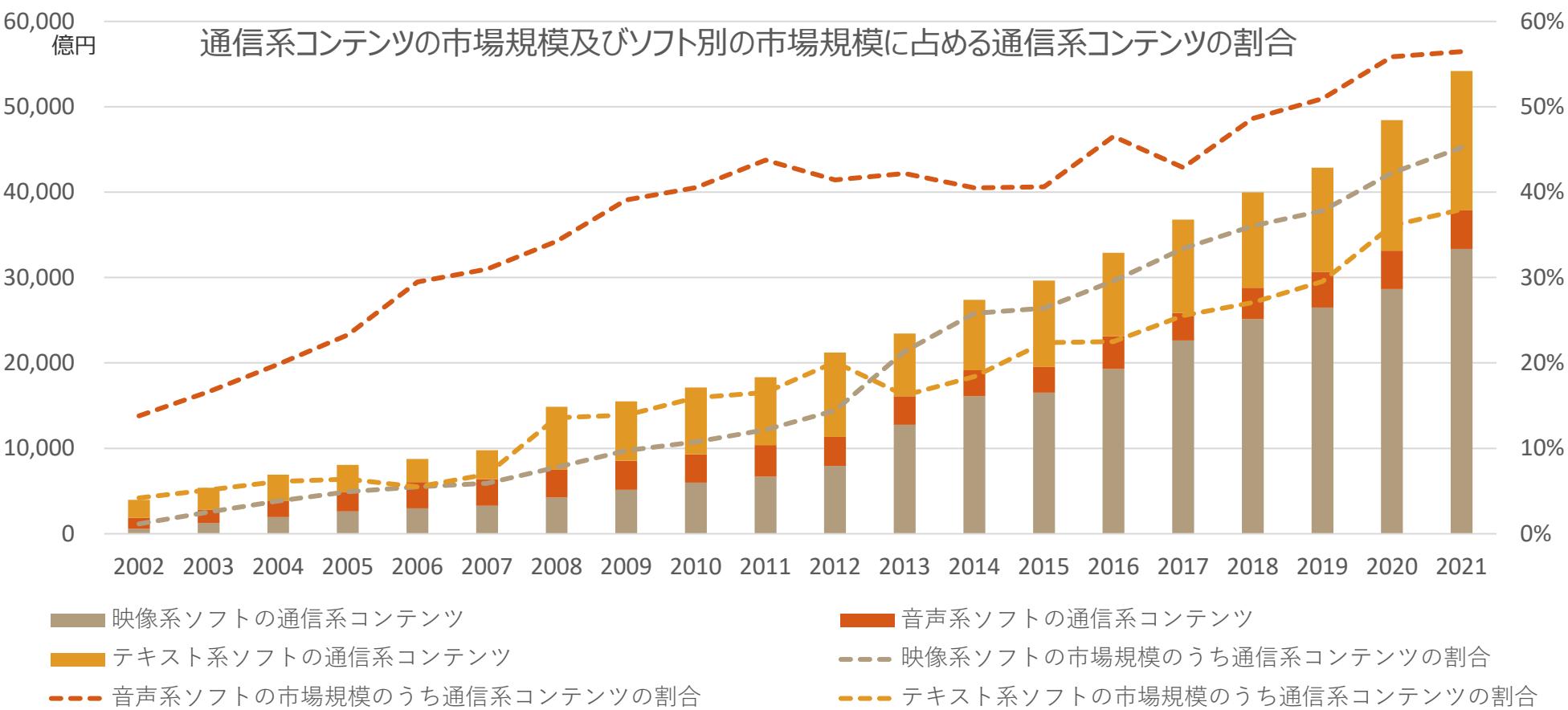
このため、クリエイターと各種事業者の関係性の実態や状況を踏まえ、著作権制度・政策での対応が必要・可能なものについて、他の法制度や運用との関係に留意しつつ、御審議願います。（略）

（その後の審議）

- ✓ 著作権分科会基本政策小委員会における審議
 - （令和3年度）音楽分野における実態調査
 - （令和4年度）書籍・映像分野における実態調査 等
- ✓ 著作権分科会国際小委員会における審議
 - （令和4年度）EUのデジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令（DSM著作権指令）に関する調査 等

2 コンテンツ流通の現状

- インターネット、SNS等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたコンテンツの流通・利用を大幅に拡大。デジタルプラットフォームサービスは、利用者の利便性が向上させるとともに、著作物の創作・流通・利用・収益の各側面の基盤として社会的役割を果たしている。
- コンテンツをCDや書籍等のパッケージから享受する方法から、デジタルプラットフォームサービス等から通信を介して享受するという方法へと移行している。

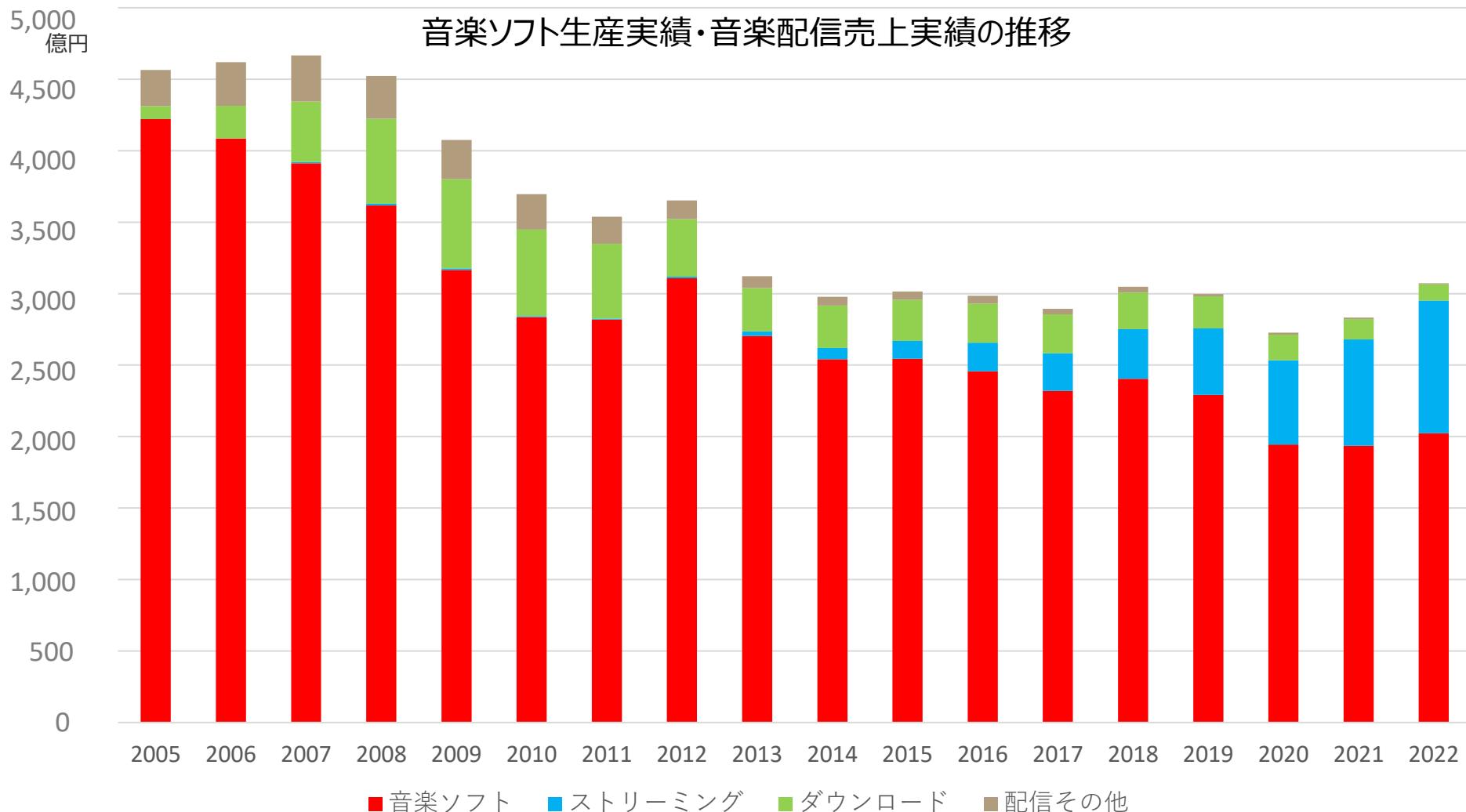


(出典) 総務省「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」より文化庁にて作成

総務省 | 情報通信政策研究所 | メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査 (soumu.go.jp)

(参考) 音楽分野

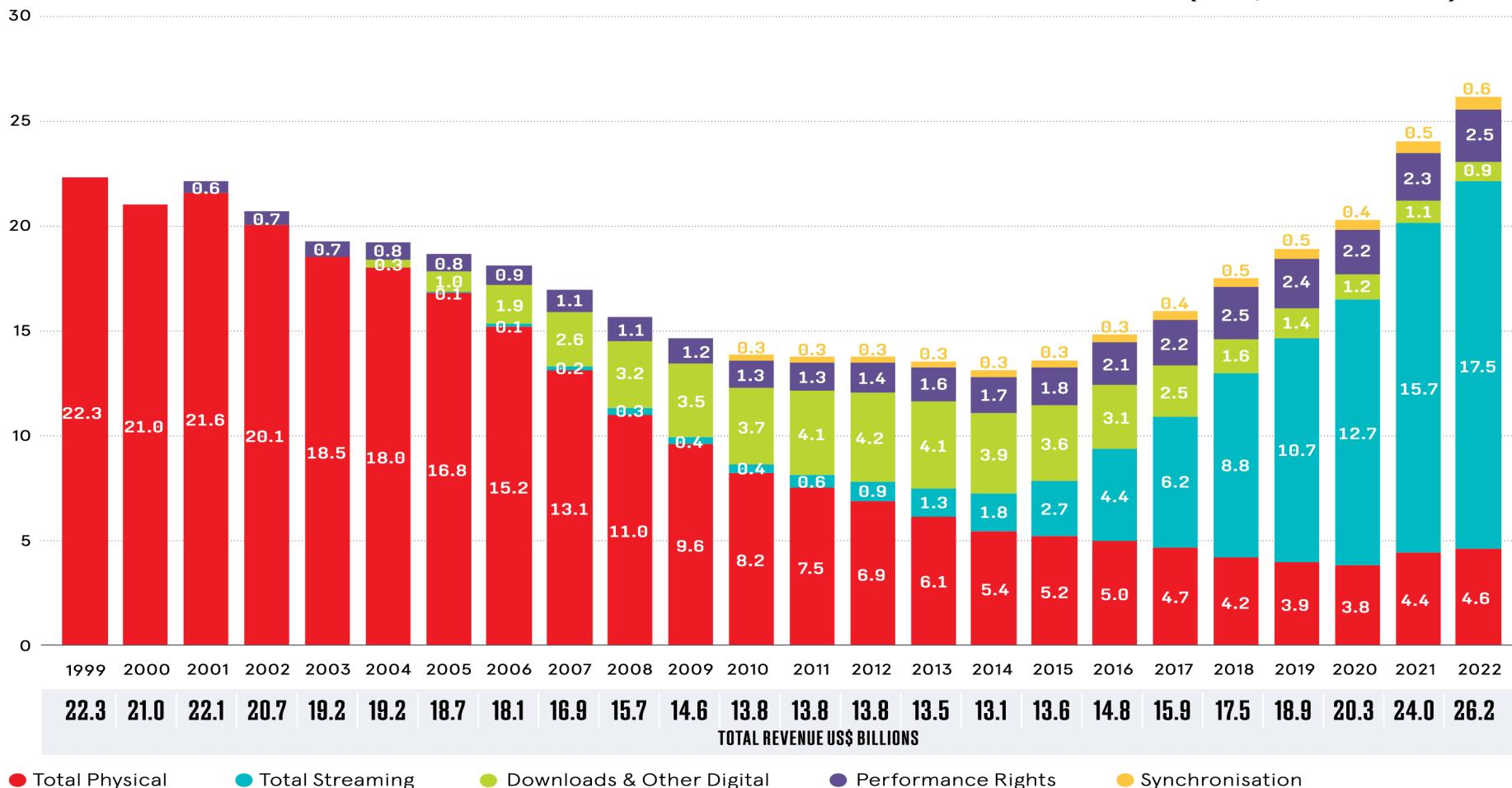
- 音楽ソフトの生産実績・音楽配信売上実績に占める音楽配信の割合は増加傾向にあり、2005年には約343億円（7.5%）だったものが、2022年には約1,050億円（34.2%）を占める。



(参考) 音楽分野

- 世界市場で見ても、2005年以降、ストリーミングの売上は増加しており、2022年では、ストリーミング約175億USドル（67.0%）が、パッケージ販売の約46億USドル（17.5%）を大きく上回っている。

GLOBAL RECORDED MUSIC INDUSTRY REVENUES 1999 - 2022 (US\$ BILLIONS)



(参考) 書籍分野

- 出版販売額のうち電子出版は、2014年には約1,144億円（6.7%）だったものが、2022年には約5,013億円（30.7%）にまで成長。

出版物の推定販売金額

(億円)

30,000

26,564

25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

0

10,931 15,633 26,564

16,742 16,305

4,662 5,013

5,276 4,795

6,804 6,497

96 97 98 99 00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22年

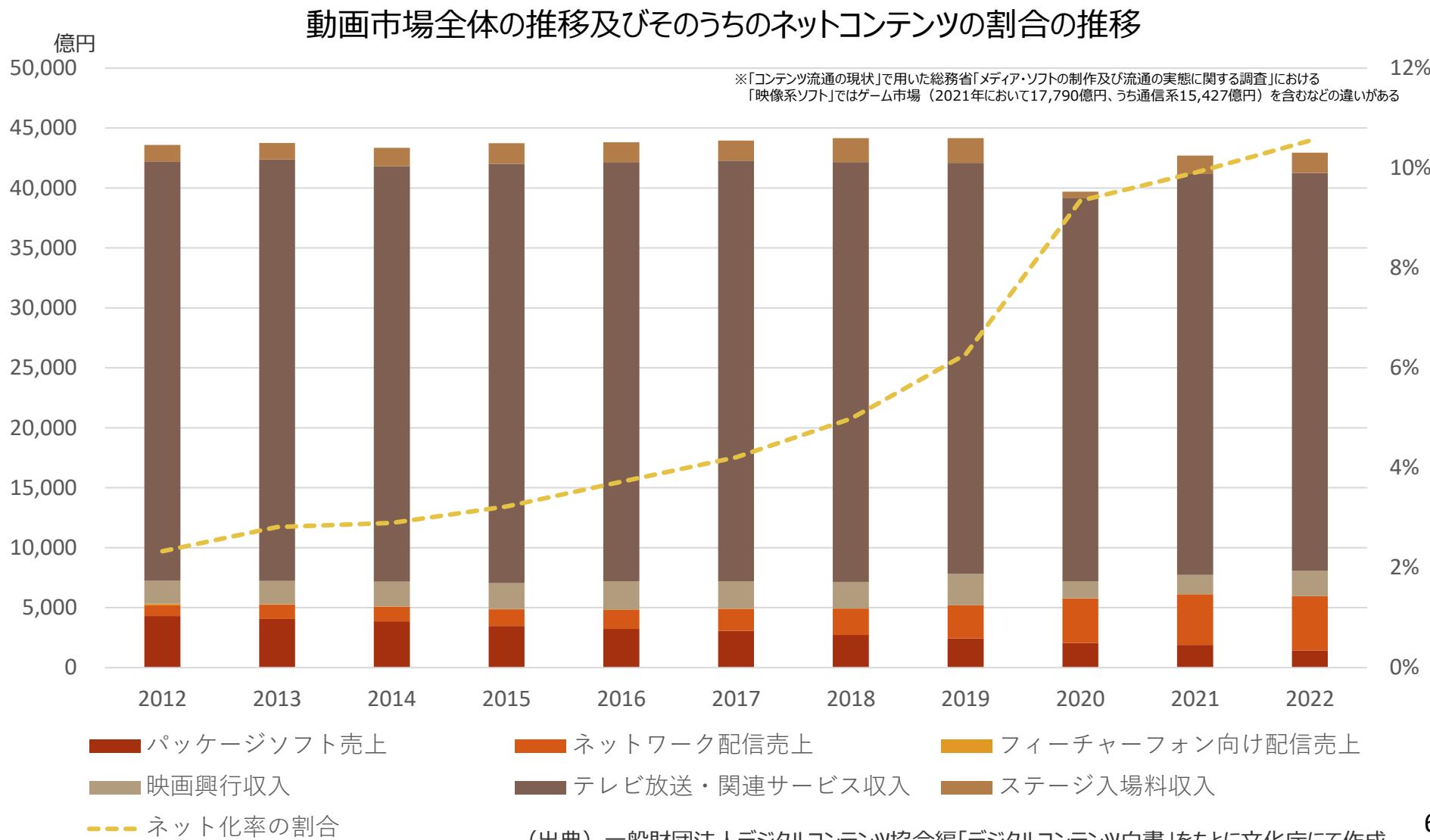
書籍

雑誌

電子出版

(参考) 映像分野

- 動画配信サービスの市場規模は、2012年には約1,016億円（2.3%）だったものが、2022年には約4,530億円（10.5%）とされており、その額は年々増加。



2 コンテンツ流通の国際的動向（特にEU）

- EUにおいては、主にデジタル環境における国境を越えた著作物の利用に関する加盟国における著作権法の調和を促進することを目的として、2019年にDSM著作権指令を採択。

主な著作権市場の十分な機能を確保するための措置

（オンライン利用に関する報道出版物の保護）

- 第15条 報道出版物のオンライン利用に関する複製権及び公衆に利用可能化する権利（プレス隣接権）を報道機関に付与することを定めた規定

（保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービス提供者による使用）

- 第17条 ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権等を侵害するコンテンツをアップロードし、サービス提供者側がそのコンテンツを利用可能とする際に、一定の免責事項に当たらない場合には、そのサービス提供者側の行為自体を著作権等の侵害に当たるとするルールを定めた規定

（利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬の確保）

- 第18条 著作者及び実演家が排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、適正かつ比例的な報酬を受け取る権利を有することを保証すべきことを定めた規定
- 第19条 著作者及び実演家は、契約の相手方から、利用方法、生じた収入及び支払われる報酬に関する情報を得ることができることを定めた規定
- 第20条 最初に合意された報酬が、利用後の収入と比べ著しく低い場合、著作者及び実演家は、契約の相手方に、追加の適正かつ公正な報酬を求める権利を有することを定めた規定
- 第22条 ライセンス又は譲渡された権利が利用されていない場合、著作者及び実演家は契約を取り消すことができることを定めた規定

（参考）「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93867701_02.pdf

2 コンテンツ流通の国際的動向（特にEU）

DSM著作権指令のうち、特に「取引の透明性」及び「対価の妥当性・公平性」関係規定

第18条 適正かつ比例的な報酬の原則

- 加盟国は、著作者および実演家がその著作物または他の保護対象物の利用のためにその排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証しなければならない。
- 第1項に規定された原則を国内法において実施するために、加盟国は異なる手続きを自由に用いることができ、かつ契約の自由の原則および権利と利益との公正なバランスを考慮しなければならない。

第19条 透明性義務

- 加盟国は、著作者と実演家が、少なくとも年1回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利をライセンスまたは譲渡した当事者またはその権利の承継者から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物の利用につき、現在の、関連する完全な情報を取得することを保証しなければならない。
- 加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、第1の契約の相手方が第1項の目的のために必要なすべての情報を保有していない場合、著作者および実演家またはそれらの代表者は、その要求により、サブライセンサーから、追加的情報を取得すべきことを保証しなければならない。

当該追加的情報が要求される場合、著作者および実演家の最初の契約の相手方は、当該サブライセンサーの識別に関する情報を提供しなければならない。

加盟国は、第1段落に定めるサブライセンサーに対するあらゆる要求が、著作者または実演家の契約の相手方を介して直接的または間接的に行われることを規定することができる。

- 第1項に規定された義務は、各分野において高度な透明性を確保するために、比例的かつ効果的でなければならない。加盟国は、第1項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡になると十分に正当化される場合において、義務がそのような場合に合理的に期待できる情報の種類および水準に限定されると規定することができる。
- 加盟国は、著作者または実演家が、第20条第1項に基づきその権利行使するためにこれらの情報を要求しているのであり、かつ、その目的のために情報を要求することを示さない限り、著作者または実演家の寄与が、著作物または実演の全体との関係で重要でない場合、本条第1項に定める義務は適用されないと決定することができる。
- 加盟国は、団体協約を条件とするかまたは団体協約に基づく合意のため、第1項ないし第4項に規定された基準を満たすことを条件として、関連する団体協約の透明性ルールが適用できると規定することができる。
- 指令2014/26/EU第18条が適用される場合、本条第1項に定める義務は、同指令第3条(a)および(b)に定義された者または同指令により導入された国内規定に基づく他の者によって締結された契約に関しては適用されない。

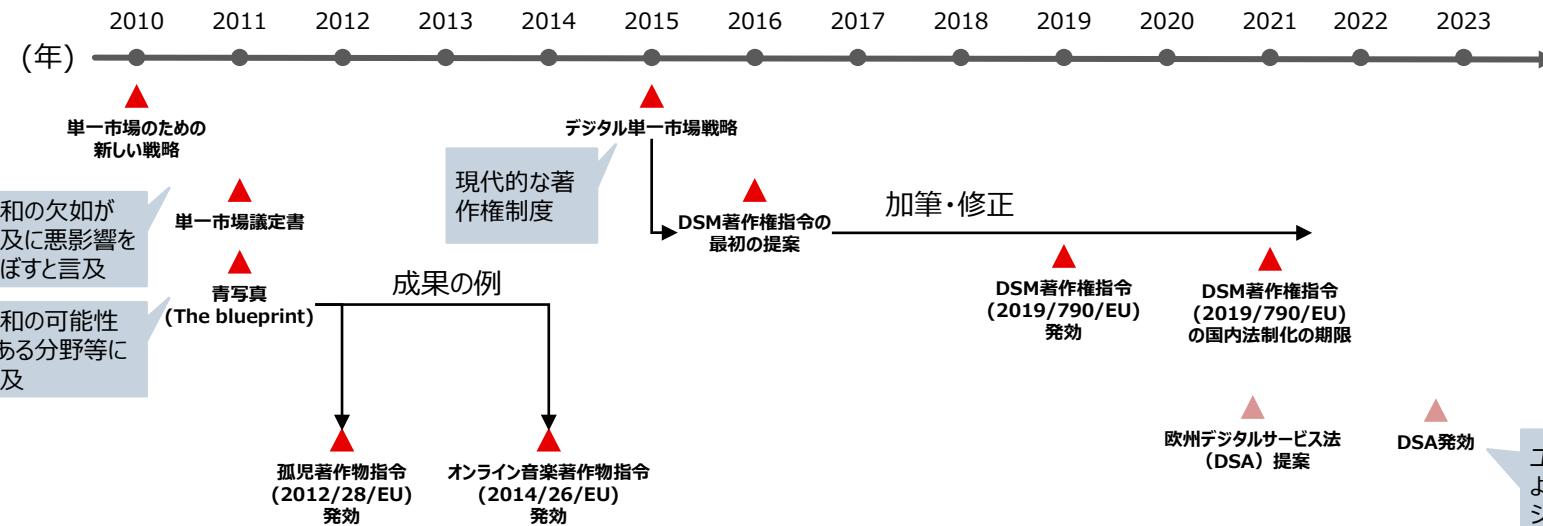
2 コンテンツ流通の国際的動向（特にEU）

DSM著作権指令制定への経緯

- 2010年に作成された「単一市場のための新しい戦略」では、オンライン取引においてECL等も含むさらなる調和のために追加的措置が必要とした。
- 2015年「デジタル単一市場戦略」でも現代的な著作権制度の必要性が問われ、2016年にDSM著作権指令の最初の提案があり、その後加筆修正され、2019年にDSM著作権指令が発効された。

DSM著作権指令の適用状況（2023年1月30日）

適用済	オランダ、ハンガリー、ドイツ、マルタ、デンマーク（※）、クロアチア、イタリア、アイルランド、エストニア、フランス、オーストリア、ルーマニア、リトアニア、スペイン、ルクセンブルク、ベルギー、キプロス、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、チエコ、ギリシャ
国会審議中	ポルトガル、ブルガリア
ドラフトの公開	デンマーク、フィンランド、ポーランド



- DSM著作権指令では、オンライン共有サービスプロバイダに関する規定が定められているが、関連して、2020年には、プラットフォーマーに対するEU規則である欧州デジタルサービス法（DSA）と欧州デジタル市場法（DMA）も提案され、いずれも2022年に発効された。

ユーザーの基本的な権利が保護され、より安全なデジタル空間を生み出し、ビジネスに平等な競争の場を確立することを目的

ゲートキーパーが自社サービスを優先し、他の企業ユーザーのサービスが消費者に届くことが妨げられると、競争が妨げられ、イノベーションの減衰、品質低下、価格上昇等につながるおそれがあるため

2 コンテンツ流通の国際的動向（特にEU）

参考：DSA（Digital Services Act）

（出典）「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」（令和4年8月）より
[000831346.pdf\(soumu.go.jp\)](http://000831346.pdf(soumu.go.jp))

Digital Services Act (DSA)について、欧州委員会が提示した法案に大幅に条文を追加した上で、2022年4月に、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会は暫定的政治合意に至った。DSAは全ての仲介サービス提供者（プラットフォーム事業者等）に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定している。

対象事業者は、仲介サービス（ISP等）、ホスティングサービス、オンラインプラットフォーム（オンラインマーケットプレイス、アリストア、SNS等）、超大規模オンラインプラットフォーム（検索エンジンを含む）を提供する事業者となっている。

仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任について、「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定している。一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定している。

さらに、透明で安全なオンライン環境の確保のために、暫定的合意に至ったDSA案では、具体的に次の義務を規定しており、欧州委員会案から規制の拡充が図られている。

- ・ **媒介業者の責任**：「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の免責条件（第3条から第5条まで）、一般監視義務の不存在の確認（第7条）、当局からの命令への応答義務（第8条、第9条）等
- ・ **全ての仲介サービス提供者に対する義務**：当局向け連絡窓口の設置（第10条）、利用者向け連絡窓口の設置（第10条a）、法定代理人の設置（第11条）、コンテンツモデレーション措置及び手続き、苦情処理システム等を定めた明瞭で平易な利用規約の公開（変更時のユーザ通知、すべての関係者の権利及び正当な利益（表現の自由、報道の自由、その他検証に掲げる基本的権利）への考慮、未成年者への配慮、サービス提供国の言語による作成を含む）（第12条）、透明性報告義務（第13条）等
- ・ **ホスティングサービス提供者の義務**：個人又は団体に対する違法コンテンツの通知受付体制整備と異議申立の機会の通知（第14条）、影響をうけるユーザへの理由説明（第15条）、刑事犯罪の疑いの当局への通知（第15条a）等
- ・ **オンラインプラットフォームの義務**：苦情処理体制の整備（第17条）、裁判外紛争解決機関の利用機会の提供（第18条）、信頼された旗手（trusted flagger）による通報の優先的処理のための技術的・組織的措置（第19条）、不正な通知・反論に対する対策（第20条）、ダークパターンの禁止（第23条a）、オンライン広告の透明性確保（第24条）、レコメンダー・システムのパラメータ等に関する透明性（第24条a）、未成年に対するターゲティングの禁止（第24条b）、取引事業者の追跡や設計上の配慮（第24条cから同条eまで）等
- ・ **超大規模オンラインプラットフォーム**（欧州連合における月間平均アクティブユーザが4,500万人以上で欧州委員会に指定された者、検索エンジンを含む）の義務：サービスを通じた違法コンテンツの拡散や人権など基本的権利、表現の自由等への悪影響に関するリスク分析・評価の実施（第26条）、リスク軽減措置の実施（第27条）、危機対応（第27条a）、外部監査の実施・公表（第28条）、プロファイリングに基づかないレコメンダー・システムの提供（第29条）、オンライン広告の透明性の追加（第30条）、規制当局及び研究者のデータアクセス（第31条）、規制適合性を監督するコンプライアンス・オフィサー設置（第32条）、透明性報告義務の追加（第33条）、手数料の納付（第33条b）等

その他、27条に規定するリスク低減に関する行動規範の策定の招請の規定が設けられている他、モニタリング及びエンフォースメントに関して、各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を設置しなければならないとされている。

また、ユーザ及び関連する団体が本規制に違反する事業者を告発する権利とユーザが本規制に違反する事業者に対して自身が被った損害への補償を求める権利が規定されている。欧州委員会は超大規模オンラインプラットフォームに対してモニタリングを行い、義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能となっている。

2 コンテンツ流通の国際的動向（特にEU）

参考：DMA（Digital Markets Act）

（出典）公正取引委員会ホームページより文化庁にて作成
2023年1月 | 公正取引委員会 (jftc.go.jp)

デジタル市場法：開かれた市場を確保するためのゲートキーパーに対する規制の発効

2022年10月31日 欧州委員会 公表

【概要】

2022年11月1日、デジタル市場法（Digital Markets Act、以下「DMA」という。）が発効する。DMAは、オンライン・プラットフォームエコノミーにおいてゲートキーパーとして活動する企業による不公正な行為に終止符を打つものである。DMAは、2020年12月に欧州委員会（以下「欧州委」という。）が提案し、2022年3月に記録的な速さで欧州議会と理事会で合意されたものである。

DMAは、大規模なオンライン・プラットフォームが「ゲートキーパー」に該当する場合を定義している。ゲートキーパーは、ビジネスユーザーと消費者との間に重要なゲートウェイを提供するデジタル・プラットフォームであり、その地位によって私的なルールメイカーとして振る舞う力を付与され、これによりデジタル経済におけるボトルネックを生み出す可能性がある。このような問題に対処するため、DMAは、ゲートキーパーが特定の行為を行うことを禁止するなど、ゲートキーパーが遵守しなければならない一連の義務を定めている。

ゲートキーパーの指定

DMAに規定されている、いわゆる「コアプラットフォームサービス」を1つ以上運営している企業は、以下に述べる要件を満たしていれば、ゲートキーパーに該当する。コアプラットフォームサービスとは、アプリストアのようなオンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、ソーシャルネットワーキングサービス、特定のメッセージングサービス、動画共有プラットフォームサービス、仮想アシスタント、ウェブブラウザ、クラウドコンピューティングサービス、オペレーティングシステム、オンラインマーケットプレイス、及び広告サービスである。

企業がDMAの適用対象となる主な基準は次の3つである。

- ① 域内市場に影響を与える規模：当該企業が欧州経済領域（EEA）内で一定の年間売上高を達成し、少なくとも3つのEU加盟国でコアプラットフォームサービスを提供している場合。
- ② ビジネスユーザーから最終消費者への重要なゲートウェイを管理：当該企業がEU域内で、月間4500万人以上のアクティブなエンドユーザー及び年間1万人以上のアクティブなビジネスユーザーに対してコアプラットフォームサービスを提供している場合。
- ③ 確立された持続的な地位：当該企業が過去3年間、上記②の基準を満たした場合。

「やるべきこと」と「やってはいけないこと」の明確なリスト

DMAは、公正で開かれたデジタル市場を確保するため、ゲートキーパーが日常業務で実施する必要のある「やるべきこと」と「やってはいけないこと」の一覧を定めている。これらの義務により、企業が市場に参入し、製品やサービスの長所に基づいてゲートキーパーに対抗する可能性が広がり、企業がイノベーションを起こす余地が増えることになる。

ゲートキーパーが自社サービスを優遇したり、自社サービスを利用するビジネスユーザーが消費者にアプローチすることを妨げたりするなどの行為を行った場合は、競争が妨げられ、イノベーションの低下、品質の低下、価格の上昇につながる可能性がある。ゲートキーパーが自社のアプリストアに不当な利用条件を課したり、他のソースからのアプリケーションのインストールを妨げたりするなどの不公正な行為を行った場合、消費者はより高い料金を支払うか、代替サービスがもたらす利益を事実上奪われるおそれがある。

2 コンテンツ流通の国際的動向（特に米国）

- 米国においては、2018年にMusic Modernization Act (MMA) が成立した。権利者の、有名でない曲が配信されない、無断で配信されるなどの課題を解消し、正当な報酬を受けられるようにすること、音楽配信事業者の、利用許諾を取得する費用と労力を減少させるとともに、訴訟リスクを低減することをもって、音楽配信ビジネスを促進させることを目的としているものである。
- 米国においては、我が国における著作権等管理事業法に相当する法令ではなく、著作権に係る集中管理の業務規制が存在していない。録音権管理団体に委託していない場合も多いため、音楽配信事業者は、誰にアクセスしたら、音楽配信が可能かの検索が難しかったところ、録音権を一元的に管理する集中管理団体MLC (mechanical licensing collective) を設立することとされた。
- 米国の著作権法では、音楽配信に関する権利は、録音権と演奏権があり、それぞれ別の団体が管理している他、自社で録音権を管理する音楽出版社も少なくない。それぞれと個別交渉の上、利用許諾を得る必要があったため、利用許諾を取得する費用と労力に見合う有名な曲が優先的に配信されていたが、音楽配信事業者は、MLCを通じて権利者に対して、事前にライセンスの通知をし、決定された使用料を支払うことで、配信で利用できるようにすることとされた。

音楽配信の方法	音楽配信に関する権利	サービス例
ダウンロード配信（着メロを含む）	録音権	iTunes
インタラクティブ型ストリーミング配信	録音権・演奏権	Spotify, DEEZER, Tidal, Apple Music
非インタラクティブ型ストリーミング配信	演奏権	Pandora Radio, Sirius, XM, NPR

いわゆる包括的強制許諾制度の仕組み

- ① 音楽配信事業者は、MLCを通じて権利者に対して、事前にライセンスの通知をする。
- ② 音楽配信事業者は、MLCに対して、著作権使用料審判官が決定する使用料を支払う。使用報告書を提出しなければならない。
- ③ 音楽配信事業者は、包括的強制許諾制度を利用せず、個々の権利者から直接ライセンスを受けることもできる。

- 網羅的なデータベースがなく、手続きミスから音楽配信事業者が無許諾で配信してしまうおそれがあり、訴訟リスクが大きかったため、音楽作品とアーティストをつなぐ網羅的なデータベースを構築することとされた。

(参考) 「著作権法改正状況及び関連政策動向に関する諸外国調査」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/92182801_01.pdf

(参考) 文化審議会著作権分科会国際小委員会（第1回）（令和元年8月27日）資料
文化審議会著作権分科会国際小委員会（第1回） | 文化庁 (bunka.go.jp)

2 コンテンツ流通の国際的動向（特に中国）

- 中国におけるデジタル環境における音楽配信サービスに関する現状については、以下のとおり（中国においては、2020年に著作権法が改正（2021年施行）されている）。

- 著作権法、著作権法実施条例や著作権集団管理条例以外にデジタル環境における音楽配信サービスの著作権に関する主な法規として、下表に示すものが挙げられる。

法規名	概要
情報ネットワーク伝播権保護条例 (2006年公布、2013年改正)	著作権者、実演者、音楽映像のレコード製作者の情報ネットワーク伝播権（公衆のそれぞれが選択する時間および場所において利用が可能となるように、有線または無線の方法により作品を提供する公衆に提供する権利）を保護するための権利
音響映像製品管理条例 (2001年公布、2011年改正)	音響映像製品（内容が記録された録音テープ、録画テープ、レコード、CDおよびレーディスク等）に関する著作権者の明記や著作権の使用許諾等について規定
インターネット著作権行政保護弁法 (2005年公布)	情報ネットワーク伝播権の侵害行為に対して行う行政処罰について規定

- 情報ネットワーク伝播権とは、情報ネットワーク伝播権保護条例の第2条をみると、「法律や行政法規に別途規定がある場合を除き、すべての組織または個人は他人の作品、実演や録音・録画製品を情報ネットワークを通じて公衆に提供する場合、権利者の許可を得て、そして報酬を支払わなければならない」と定めており、著作者や実演家は許諾権を有する。なお、同条例の第6条～第8条では、著作権者の許可を不要とする権利制限規定が定められ、第8条の義務教育における利用などのみ報酬請求権が設けられている。

（参考）情報ネットワーク伝播権に関する権利制限規定

第六条 情報ネットワークを通じて他人の作品を提供する際に、以下の状況に適合する場合は著作権者の許可を得る必要がなく、報酬を支払う必要もない。

- ある作品を紹介や評論するため、あるいはある問題を説明するために、公衆に向けて提供する作品の中で既に発表した作品を適切に引用する場合。
- 時事ニュースを報道するために、公衆に向けて提供する作品の中で、すでに発表した作品をやむを得ず再現または引用する場合。
- 学校の授業での教学や科学的研究のために、少数の教学や科学的研究の人員に向けてすでに発表した作品を少量に提供する場合。
- 国家機関が公務執行のために、合理的な範囲で公衆に対してすでに発表した作品を提供する場合。
- ～（八）（略）

第八条 情報ネットワークを通じて九年制義務教育や国家教育計画を実施する場合、著作権者の許可を得ずに発表済みの作品の一部や短編の文字作品、音楽作品や単品の美術作品、撮影作品を使用して教材を制作し、教材を制作したあるいは合法に教材を入手したオンライン教育機関によって、情報ネットワークを通じて登録した学生に提供することができるが、著作権者に報酬を支払わなければならない。

（参考）「著作権法改正状況及び関連政策動向に関する諸外国調査」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/92182801_01.pdf

3 音楽分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- デジタルプラットフォームにおける音楽配信には、ビジネスモデルとして、ユーザーアップロード型、サブスクリプション型、ダウンロード型の3つが存在。

< デジタルプラットフォームにおける音楽配信ビジネスモデル >

コンテンツのアップロード主体	デジタルプラットフォーム事業者の収益源	コンテンツの特徴
ユーザーアップロード型	利用者 広告収入 ※一部、ユーザー課金によるものあり。	主に動画コンテンツ 音楽以外にもニュース、スポーツ等 の幅広い種類が含まれる
サブスクリプション型	デジタルプラットフォーム事業者 サブスクリプション料金 ※一部、広告収入によるものあり。	主に音声コンテンツ
ダウンロード型	デジタルプラットフォーム事業者 都度課金等	主に音声コンテンツ

3 音楽分野における対価還元の実態

文化庁広報誌ぶんかるキャラクター「ぶんちゃん」

対価還元のイメージ（ユーザーアップロード型）

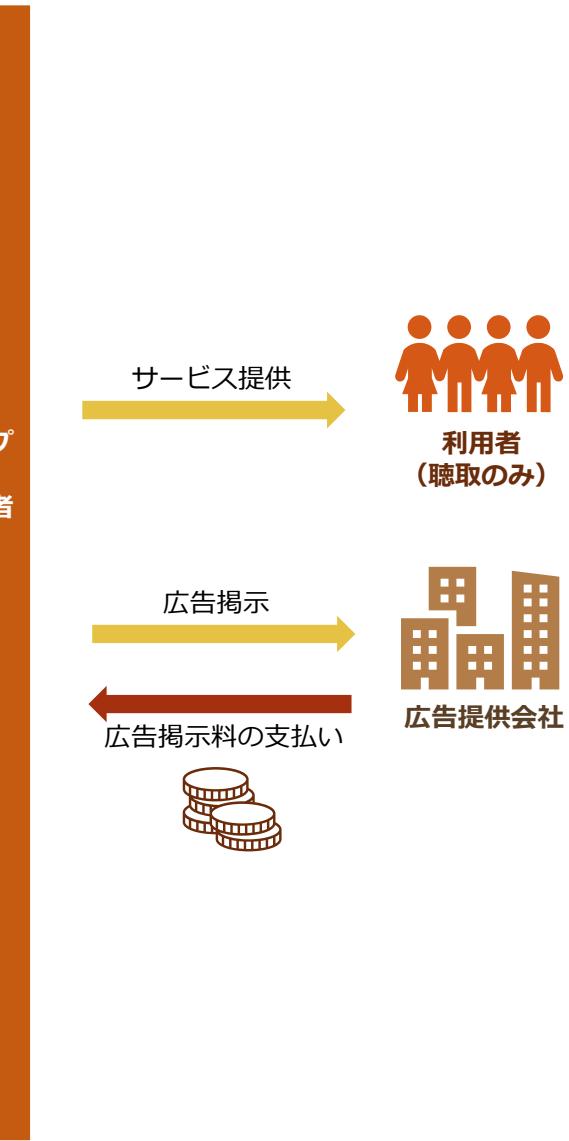
クリエイター（作詞家・作曲家等）



クリエイター（実演家）



クリエイター（非委託者）



※権利管理ツールによる収益分配を受けることができることがある

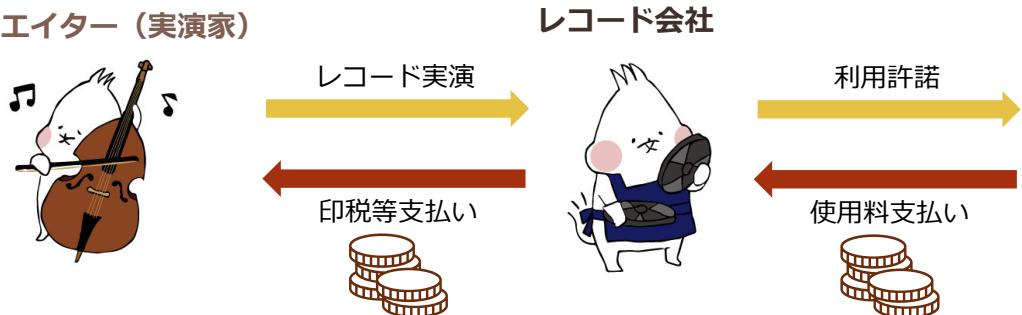
3 音楽分野における対価還元の実態

対価還元のイメージ（サブスクリプション型）

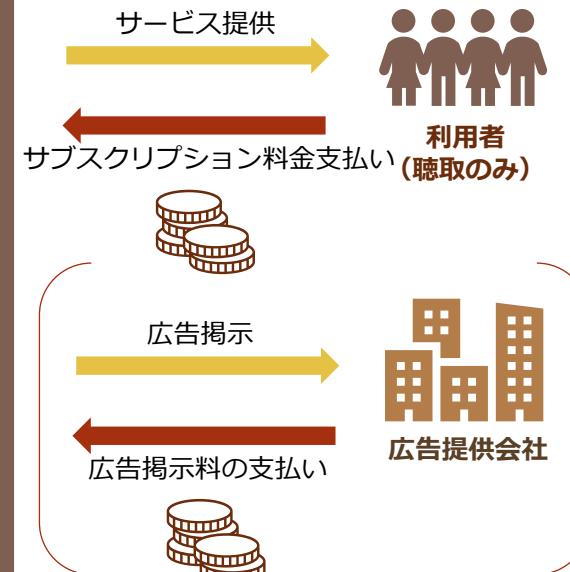
クリエイター（作詞家・作曲家等）



クリエイター（実演家）



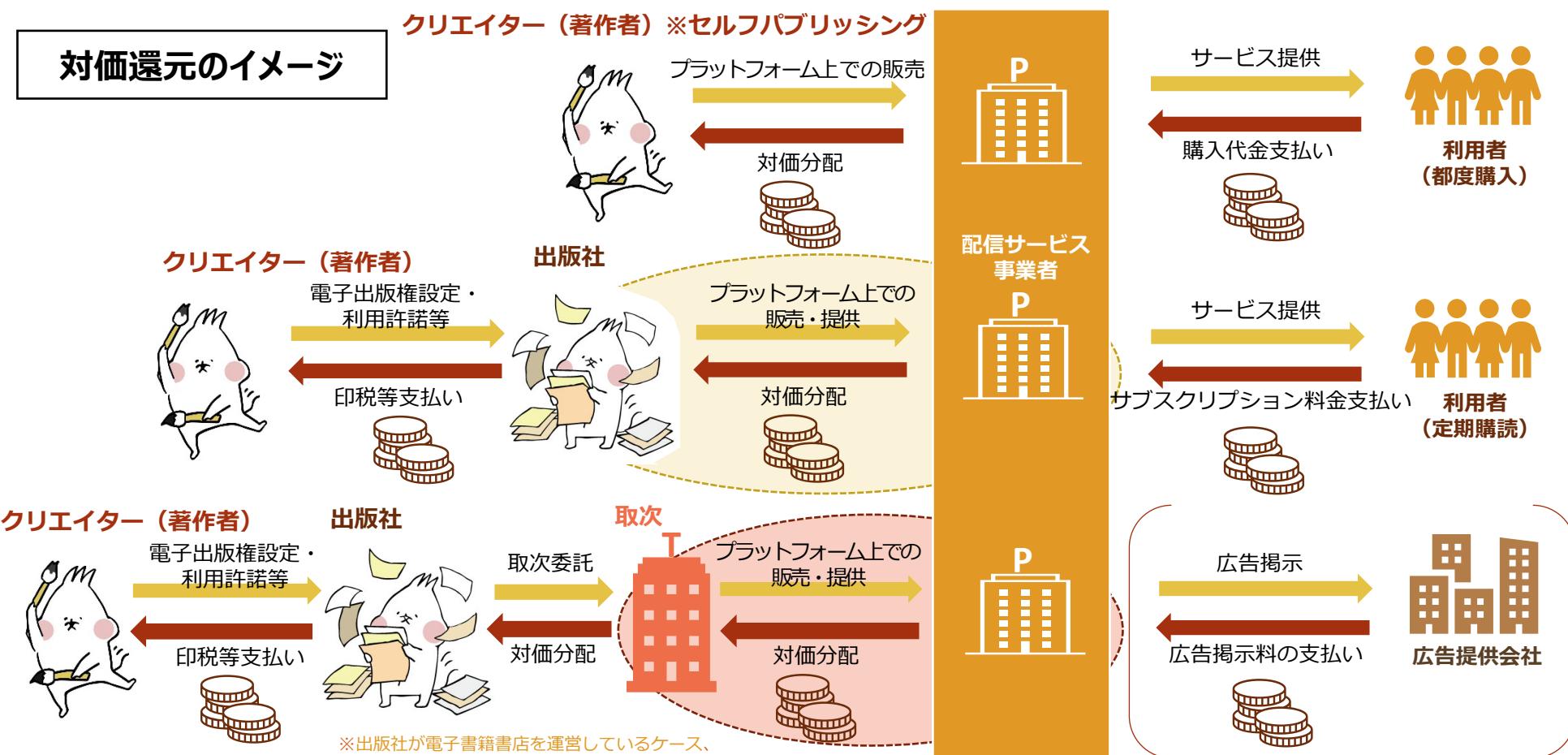
クリエイター（非委託者）



3 書籍分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- 大手のIT企業が運営するものから出版社が運営するもの、新規に電子書籍アプリを提供するものまで多種多様。都度課金サービス、定額読み放題などのサービスを行うサブスクリプションモデル、都度課金と広告収入を組み合わせたモデルも見られる。



(参考) 令和4年度「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査（電子書籍・映像）報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

3 映像分野における対価還元の実態

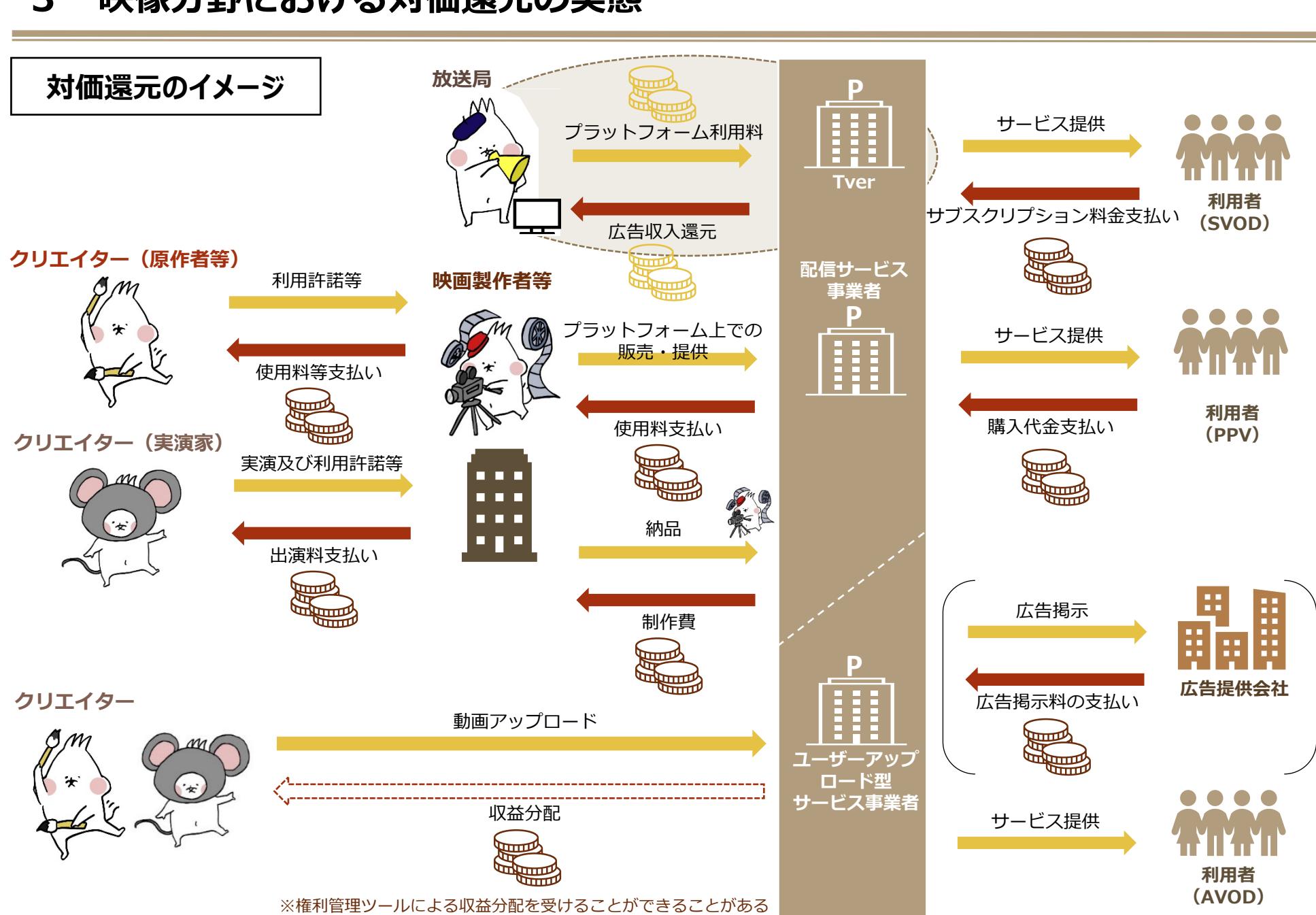
デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- 内資系と外資系の別に加え、国内放送事業者が運営するものやユーザーによって制作されたUGC（User Generated Content）を配信するものなど多種多様。
- ビジネスモデルとしては、SVOD（Subscription Video On Demand）やPPV（Pay Per View）、AVOD（Advertising Video On Demand）といった動画配信サービスの形態がある。

	概要	動画配信事業者の例
SVOD	Subscription Video on Demand の略称。 月額（又は年額）の定額料金でコンテンツが見放題になるサービス形態。	Netflix Prime Video (Amazon) Hulu Paravi U-NEXT など
PPV	Pay Per View の略称。 コンテンツ毎に都度課金する形態。 決められた期間のみの視聴（デジタル版のレンタル形式）を TVOD (Transactional Video On Demand)、買い切り型の形式は EST (Electric Sell-Through) と呼ぶ。	Prime Video (Amazon) Hulu Paravi U-NEXT YouTube など
AVOD	Advertising Video On Demand の略称。 広告付きの動画を無料で視聴できるサービス形態。	Tver GYAO! YouTube など

3 映像分野における対価還元の実態

対価還元のイメージ



(参考) 令和4年度「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査（電子書籍・映像）報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

3 ニュースコンテンツ分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- ニュースメディア事業者（例：新聞社・通信社、出版社、放送事業者等）から提供されたニュースコンテンツを掲載するニュースポータル事業者、また、検索結果としてニュースコンテンツの見出しや抜粋（スニペット）等を表示するインターネット検索事業者が存在。

関係性のイメージ

(出典) 公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」(令和5年9月)
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921newcontent.html>



4 論点関係（参考）デジタルプラットフォームサービスに関する法令

デジタルプラットフォーム事業者が規定の対象として想定されている主な法令

法令名	目的	規定の対象	主な規定
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号） （参考1）	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること	<p>「特定デジタルプラットフォーム提供者」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利を提供しようとする者の商品等に係る情報を表示することを常態とするものを、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する役務を単独で又は共同して提供する事業者のうち、指定されたものをいう。</p> <p>具体的には、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 総合物販のオンラインモール運営事業者● アプリストア運営事業者● メディア一体型広告デジタルプラットフォームの運営事業者● 広告仲介型デジタルプラットフォームの運営事業者	特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出しなければならないこと等について定めたもの。
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号） （参考2）	取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、消費者の利益の保護を図ること	<p>「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォーム（※）を単独で又は共同して提供する者をいう。</p> <p>※「取引デジタルプラットフォーム」とは、オンラインモールなどインターネット上の取引の場であるデジタルプラットフォームにおいて、消費者と販売業者等との間でインターネット通販の契約（売買契約、役務提供契約）を締結することができるものをいう。</p> <p>具体的には、ショッピング、フリマ、オークション、スキルシェア、クラウドファンディングなど。</p>	取引デジタルプラットフォームは、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、以下の①～③の措置の実施及びその概要等の開示についての努力義務があること等について定めたもの。 ① 消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置 ② 消費者から苦情の申出を受けた場合の販売条件等の表示の適正を確保するための措置 ③ 販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第二百三十七号） （参考3）	被害者救済と表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プロバイダにおける円滑な対応が促進されるような環境整備をすること	<p>「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務を提供する者をいう。</p> <p>具体的には、プロバイダ、サーバの管理・運営者等としてウェブホスティングや第三者が自由に投稿できるサイトを運用している者をいい、いわゆる動画投稿サイト事業者等も含まれる。</p>	特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害（※）があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続等について定めたもの。 ※著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害等様々なものが想定される

(参考 1)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント

(2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、2021年2月1日施行)

基本理念

- デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを規定。（規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。）

規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
※ 利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経済産業大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

※ 本法律の規律は内外の別を問わず適用。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。

(参考2)

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律 概要

オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム（取引D P F）において、危険な商品の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難になるといった問題が発生。これに対応し、通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に関し取引D P F提供者の協力を確保し、消費者の利益の保護を図ることを目的とする法律を制定。

法の内容

(令和3年4月28日成立、同年5月10日公布、令和4年5月1日施行)

(1) 取引D P F提供者の努力義務（第3条）

- 取引D P Fを利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、以下の①～③の措置の実施及びその概要等の開示についての努力義務（具体的な内容については指針を策定）
 - ① 消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置
 - ② 消費者から苦情の申出を受けた場合の販売条件等の表示の適正を確保するための措置
 - ③ 販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置

(2) 取引D P Fの利用の停止等に係る要請（第4条）

- 内閣総理大臣は、重要事項（商品の安全性の判断に資する事項等）に著しく事実に相違等する表示があり、かつ、販売業者等による表示のは正が期待できない場合、取引D P F提供者に対し、販売業者等による取引D P Fの利用の停止を要請することが可能

（※）要請に応じたことにより販売業者等に生じた損害については、取引D P F提供者を免責

(3) 販売業者等に係る情報の開示請求権（第5条）

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要となる販売業者等の情報の開示を請求できる権利を創設

（※）消費者が取引D P F提供者に開示を請求するもの。なお、損害賠償請求額が一定の金額以下の場合や不正目的の請求の場合は対象外

(4) 官民協議会（第6条～第9条）／申出制度（第10条）

- 取引D P F提供者からなる団体、消費者団体、関係行政機関等により構成される官民協議会を組織し、取組状況の共有等の情報交換を実施
- 消費者等が内閣総理大臣（消費者庁）に対し取引D P Fを利用する消費者の利益が害されるおそれがある旨を申し出て、適当な措置の実施を求めることができる申出制度を創設

※施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、施行後3年を目途に検討

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

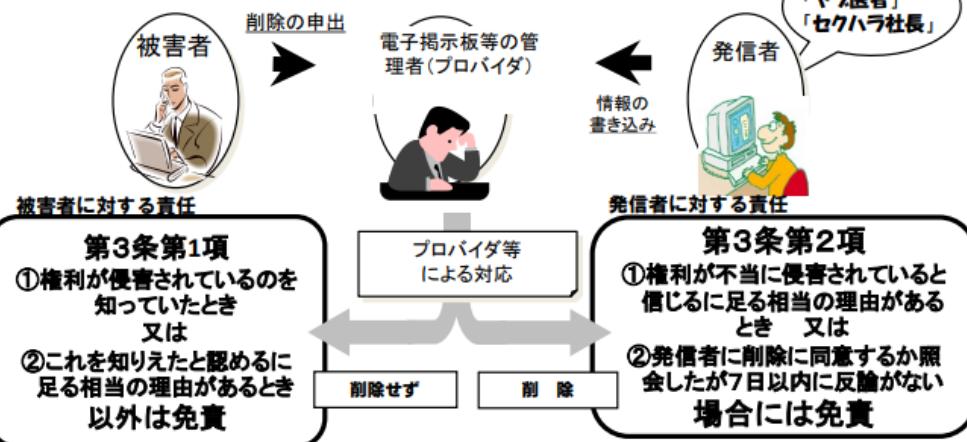
背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
 - ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性
- ☞ プロバイダ等において「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)



発信者情報開示請求(法第5条、第6条)

開示請求(第5条第1項)

- 権利侵害が明らかであり、かつ
- 開示をうるべき正当な理由がある場合



(参考3)

プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめの概要（誹謗中傷等の違法・有害情報対策）

- ・ プラットフォームサービスに関する研究会において、**誹謗中傷等の違法・有害情報対策**に関し、**大要、削除等の適正化**に向け、**法制上の手当て**を含め、**大規模プラットフォーム事業者**に対して以下の具体的措置を求めることが適當、とのとりまとめ案が提示されたところ（令和5年12月12日(火)に公表）。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、「第三次とりまとめ」として確定（令和6年2月2日(金)に公表）。

項目	具体的措置	
プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律	削除申出窓口の設置義務	<ul style="list-style-type: none">削除申請の窓口や手続の整備を求めることが適當。
	削除申出への対応体制の整備義務	<ul style="list-style-type: none">提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適當。
	削除申出への応答・通知義務	<ul style="list-style-type: none">一定の期間内に、削除した事実又はしなかった事実及びその理由の通知を求めることが適當。
プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律	削除基準の策定・公表義務	<ul style="list-style-type: none">投稿の削除等に関する判断基準や手續に関する「削除指針」を策定し、公表することが適當。また、その指針の運用状況についても、公表することが適當。
	削除した場合、発信者への通知義務	<ul style="list-style-type: none">プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときには、対象となる情報の発信者に対して、投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが適當。
対象事業者	<ul style="list-style-type: none">対象とする事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲等）、義務の履行に当たっての経済的負担（特に新興・中小サービス）等を踏まえ、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに限定することが適當。	

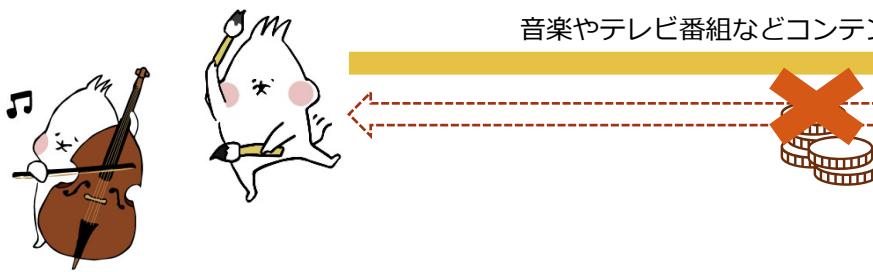
※ 第三者機関による削除請求、ADR（裁判外紛争解決手続）、削除請求権の明確化について、法律上位置づけることについては課題があり、現時点では慎重であるべき。

5 関係する諸制度の在り方

私的録音録画制度とは

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音・録画の機能を有する機器・記録媒体により録音・録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う義務を負うとする制度

クリエイター



音楽やテレビ番組などコンテンツ（ソフト）を提供



デジタル方式の
録音・録画機器（ハード）を提供

録音・録画機器（ハード）
の購入代金



音楽やテレビ番組
などを録音・録画
(コピー)

私的録音録画補償金制度がない状態

私的録音録画補償金制度がある状態

クリエイター

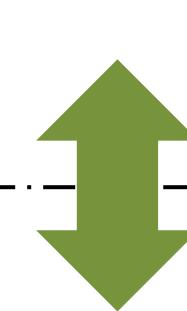


音楽やテレビ番組などコンテンツ（ソフト）を提供

指定管理団体



補償金分配



デジタル方式の
録音・録画機器（ハード）を提供

録音・録画機器（ハード）
の購入代金 & 補償金



音楽やテレビ番組
などを録音・録画
(コピー)

録音・録画機器の
購入時に1回、
補償金を支払う

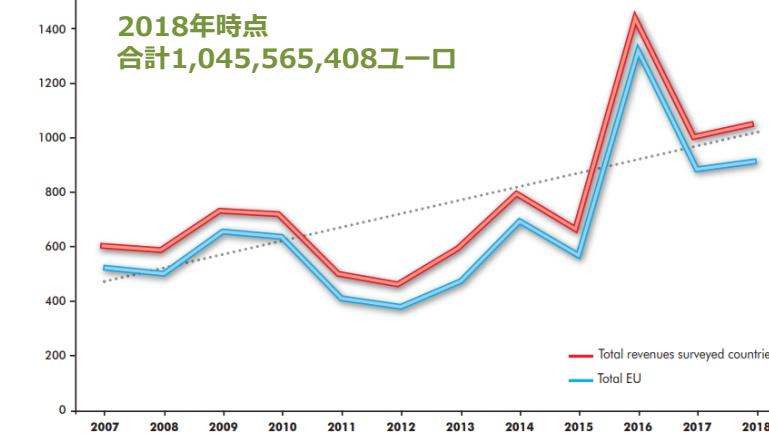
5 関係する諸制度の在り方

私的録音録画制度に係る経緯

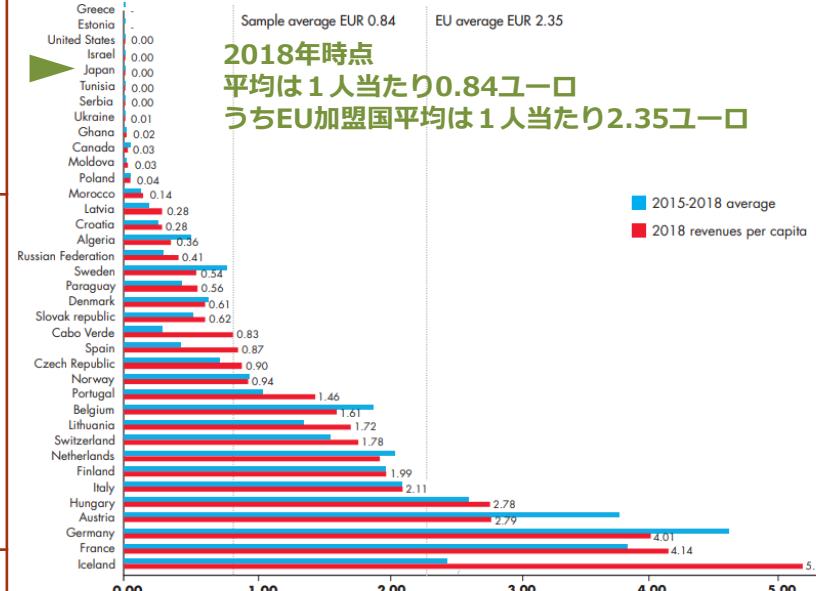
1992（平成4）年	私的録音録画補償金制度創設
2004（平成16）年度～2008（平成20）年度	<p><u>見直しの議論スタート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成16年度：文化審議会著作権分科会 ✓ 平成17年度：文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 ✓ 平成18～20年度：文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会 <p>➡ 見直しについて合意が得られず、懇談会等により利害調整をすべきである旨提言</p>
（参考） 2009（平成21）年～2012（平成24）年	東芝訴訟（デジタル放送専用の録画機器は、現行の政令指定機器に含まれないことが判決で確定）
2014（平成26）年度～2020（令和2）年度	<p><u>見直しの議論再開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会における議論 ✓ 関係省庁（内閣府知的財産戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省、総務省）による検討
2020（令和2）年	<p><u>知的財産推進計画2022</u></p> <p>「私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係省庁による検討の結論を踏まえ、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。」</p> <p>➡ 関係省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施</p>
2022（令和4）年10月	私的録音録画補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを規定

国際的な状況

私的複製補償金の徴収額（合計）



各国における私的複製補償金の国民1人当たりの徴収額



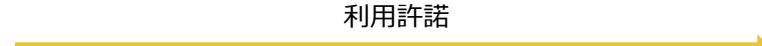
(出典) CISAC "Private Copying Global Study" 27

5 関係する諸制度の在り方

レコード演奏・伝達権とは

- 商業用レコード（音楽CDやインターネット配信音源等）を用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、実演家及びレコード製作者に二次使用料を払う必要があるが、商業用レコードを用いて、店舗等が公の場で利用する場合の権利（いわゆるレコード演奏・伝達権）については付与されていない。
- 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（いわゆるWPPT）や実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（いわゆるローマ条約）で、実演家及びレコード製作者への報酬請求権の導入が求められているが、留保を付すことが可能であり、日本は留保を宣言している。

著作権者（作詞家・作曲家）※許諾権（著作権法第22条）



実演家 ※現行法ではなし



レコード製作者 ※現行法ではなし



商業用レコードを 公の場で演奏



（参考）外国レコードの演奏・伝達に係る各国
(G20メンバー国) の法制度の状況

※2023年3月 IFPI調査に基づき作成

- 内国民待遇：アルゼンチン、ブラジル、ドイツ、イタリア、インド、インドネシア、メキシコ、南アフリカ、サウジアラビア、トルコ、イギリス
- 相互主義：オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ロシア、韓国
- 権利なし：日本、アメリカ

※日本レコード協会による、
内国民待遇の国でも、実際の運用は相互主義となっている場合がある。

5 関係する諸制度の在り方

レコード演奏・伝達権に係る経緯

1899（明治32）年	旧著作権法制定 ✓ 音楽の著作権の保護
1934（昭和9）年	旧著作権法の一部改正 ✓ レコードの「録音著作物」としての保護 ✓ 適法録音物を用いた演奏・放送に関する権利制限導入
1970（昭和45）年	旧著作権法から現行著作権法への全面改正 ✓ 音楽著作物について、放送の場合、旧著作権法の権利制限が撤廃され、演奏の場合、音楽喫茶等の特定業種を除き、従前の権利制限を当分の間の経過措置として維持（附則第14条） ✓ 著作隣接権制度の導入。レコードの保護が著作隣接権へ移行するも、放送二次使用料請求権のみが導入
1999（平成11）年	附則第14条の削除 ✓ 2002（平成14）年、JASRACによるBGM使用料徴収開始
2018（平成30）年	日EU経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する日EU間における議論継続に合意
2020（令和2）年	日英経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する両国間における議論継続に合意

4 論点関係（参考）著作権等管理事業の仕組み

著作権等管理事業とは

- 管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を業として行う行為（いわゆる管理事業）であって、文化庁長官に登録をして行うものをいう。

使用料規程とは

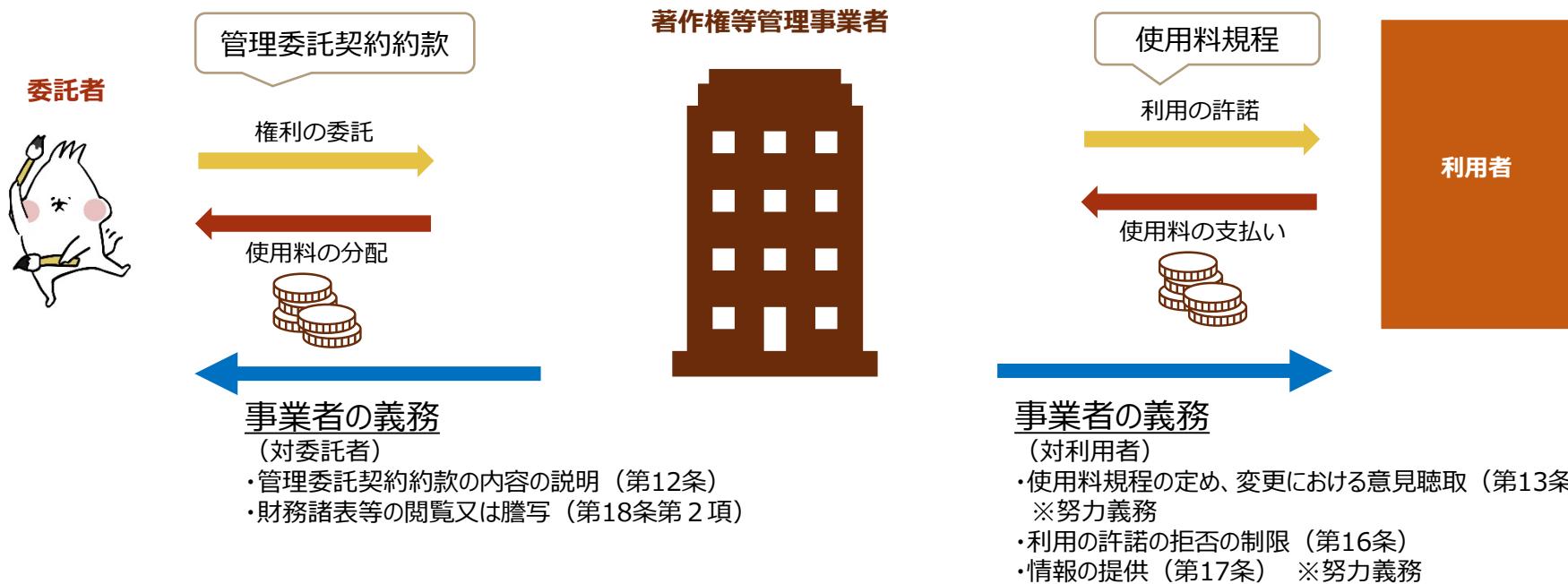
- 著作権等管理事業者が、利用区分ごとの著作物等の使用料の額等を記載して定めるもの。
- 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない（著作権等管理事業法第13条第1項）。使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない（第13条第2項）。
- 著作権等管理事業者は、使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない（第13条第4項）。

使用料規程に関する協議

- 文化庁長官は、使用料規程における利用区分において、すべての著作権等管理事業者の収受した使用料の総額に占めるある著作権等管理事業者の収受した使用料の額の割合が相当の割合であり、かつ、一定の要件を満たすときは、著作権等管理事業者を「指定著作権等管理事業者」として指定することができる（第23条第1項）。
- 指定著作権等管理事業者は、利用区分に係る利用者代表から、届出をした使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない（第23条第2項）。利用者代表は、協議に際し、利用区分における利用者から意見を聴取するように努めなければならない（第23条第3項）。

4 論点関係（参考）著作権等管理事業法の仕組み

※括弧書きは、原則として著作権等管理事業法の規定



	著作権等管理事業者が明らかにする情報	時期
公示	定め、変更の届出をした管理委託契約約款及び使用料規程（第15条）	－
委託者に通知	変更の届出に係る管理委託契約約款の内容（第11条第2項）	変更の届出をしたとき、遅滞なく
著作権等の管理を委託しようとする者に説明	管理委託契約約款の内容（第12条）	管理委託契約を締結しようとするとき
公表	定め、変更の届出をした使用料規程の概要（第13条第3項）	遅滞なく
備え置く	貸借対照表、事業報告書、損益計算書又は収支計算書、使用料規程における利用区分ごとの使用料について収受した総額及び分配した使用料の総額を記載した書類（第18条第1項、同法施行規則第19条）	毎事業年度経過後三月以内
委託者の閲覧又は謄写の請求	貸借対照表、事業報告書、損益計算書又は収支計算書、使用料規程における利用区分ごとの使用料について収受した総額及び分配した使用料の総額を記載した書類（第18条第2項、同法施行規則第19条）	業務時間内は、いつでも

4 論点関係（参考）著作権等管理事業登録状況一覧

（令和5年9月1日現在 全29事業者）

登録番号	名 称	取り扱う著作物等の種類	登録番号	名 称	取り扱う著作物等の種類
01001	一般社団法人日本音楽著作権協会	音楽	03010	一般社団法人日本出版著作権協会	言語, 写真, 図形, 美術
01002	公益社団法人日本文藝家協会	言語	04001	一般社団法人出版物貸与権管理センター	言語, 美術, 写真, 図形
01003	協同組合日本脚本家連盟	言語	05001	株式会社International Copyright Association	音楽, レコード
01004	協同組合日本シナリオ作家協会	言語	06001	協同組合日本写真家ユニオン	写真
01005	株式会社NexTone	音楽, レコード	07002	一般社団法人出版者著作権管理機構	言語, 美術, 図形, 写真, 編集著作物
01006	株式会社東京美術倶楽部	美術, 言語	08001	株式会社アイ・シー・エージェンシー	音楽, レコード, 実演
01008	公益社団法人日本複製権センター	言語, 美術, 図形, 写真, 音楽, 舞踊又は無言劇, プログラム, 編集著作物	09002	株式会社日本ビジュアル著作権協会	言語, 美術, 図形, 映画, 写真
02001	一般社団法人日本レコード協会	レコード, 実演	12001	一般社団法人日本美術著作権協会	美術
02004	一般社団法人学術著作権協会	言語, 図形, 写真, プログラム, 編集著作物, 美術, 建築, 映画, 音楽, 舞踊又は無言劇	13001	一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会	映画, 放送
02005	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	実演	14001	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	実演
02006	一般社団法人日本美術家連盟	美術	18001	公益社団法人日本漫画家協会	言語, 美術
02007	株式会社メディアリンクス・ジャパン	美術, 写真, 言語	22001	株式会社日本工芸著作権協会	美術
02010	一般社団法人教科書著作権協会	言語, 音楽, 美術, 図形, 写真	22002	一般社団法人障がい者アート協会	美術, 写真
02013	有限会社コーベット・フォトエージェンシー	写真, 言語, 美術, 図形			

以下の事業者は、著作権等管理事業の開始準備中。

（管理委託契約約款及び使用料規程を定め、文化庁へ届出をしなければ事業を開始できない。）

登録番号	名 称	取り扱う著作物等の種類
15001	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	映画, 有線放送
20001	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	言語, 音楽, 舞踊又は無言劇, 美術, 建築, 図形, 映画, 写真, プログラム, 実演, レコード, 放送, 有線放送

4 論点関係（参考）ユーザーアップロード型でコンテンツ特定に資する仕組み

- ユーザーアップロード型デジタルプラットフォームサービスにおいては、投稿されたコンテンツを特定することが難しい場合があり、デジタルプラットフォームサービス事業者、著作権等管理事業者双方が、対価還元の機会を増やすためにも、特定に資する取組を進めている。

デジタルプラットフォームサービス事業者の取組の例

Content ID

- 例えば、権利者は、保有する作品の参照ファイル、作品の内容を説明したメタデータ、Content IDが一致するコンテンツを発見した場合に適用する措置（以下3つから選択可能）を予め登録できる。
 - ① 収益化する
 - ② そのままにし、動画の再生に関する統計データを追跡する
 - ③ YouTubeから完全にブロックする

独自の著作権ポリシー

- 著作権侵害の防止と常習犯の根絶を目的とした以下のようないくつかのポリシーを設けている。
 - ① 有効な削除通知を受けて、動画を削除した場合、ユーザーにその旨を通知し、そのアカウントに「著作権侵害の警告」を適用する。
 - ② 「コピーライトスクール」の受講完了で、アカウントへの違反警告の期限切れを待つ権利を取得する。
 - ③ 警告を3度受けた時点でアカウントは停止され、アップロードされた動画は全て削除される。

（参考）グーグル「Googleの著作権侵害対策」

著作権等管理事業者の取組の例

Content IDを活用した収益化

- 例えば、JASRACとGoogleはパートナーシップを結び、YouTubeにアップロードされた動画についてContent IDを活用し、権利者への正確な分配を図ることとしている。

フィンガープリントの活用

- 二次利用、二次創作によるコンテンツが公開されるユーザーアップロード型においては、Content IDで検知されなかった利用楽曲の特定について、フィンガープリント技術を活用している。
- ※ JASRACは、2023年12月、世界の著作権管理団体や音楽企業での採用実績があるBMAT（バルセロナ）及びORFIUM（ロサンゼルス）の2社との契約した。両者の優れたフィンガープリント技術を活用し、より幅広い楽曲をより高い精度で特定できるように期待されている。

（参考）JASRAC報道発表資料など

4 論点関係（参考）権利者同士が共同する例

- Merlinというインディーズ・レーベルのための世界的なデジタル権利管理団体は、Merlin会員である世界各地のインディーズレーベルに代わり、利益分配率や契約条件につき、デジタルプラットフォームサービス事業者に対して交渉を行っている。

Merlinの概要及び活動

- ✓ 2007年に設立された、独立系レーベルのための世界的なデジタル権利管理団体。非営利の会員組織として世界中のインディーズ・レーベルの利益のために活動。
- ✓ デジタルプラットフォーム事業者がデジタル配信サービスを行うに際しては、「世界の何千ものインディーズ・レーベルと契約しなければならない」という煩雑さと、それによる市場分断化の影響の結果、インディーズ音楽は、革新性、多様性、市場における高い市場価値を有しているにもかかわらず、メジャーに劣る二流の地位に追いやられる危険性を常に持つ。」という。
- ✓ Merlinは、「集団的交渉による効率的なライセンスの枠組み」を提供し、会員社が新しく成長見込みの高い収入源（ネットの世界）に効率的にアクセスでき、その価値が適切に評価されるようにする」という。

